

2 幸健第 82 号
令和 2 年 5 月 22 日

各 位

幸田町新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 幸田町長 成瀬 敦

幸田町における公共施設の利用再開と町主催の行事等の取扱いに
ついて（通知）

愛知県独自の緊急事態宣言の期限である 5 月 31 日（日）を控え、現在、愛知県では緊急事態措置に基づく施設の使用制限の緩和が進められています。

このような状況を受け、本町では「新しい生活様式」を踏まえた感染防止対策を講ずることを前提に、6 月 1 日（月）より町内の公共施設を段階的に再開することを決定いたしました。

公共施設の再開予定につきましては、別紙のとおりです。

また、6 月 1 日（月）以降の町主催行事の開催については、参加者の感染リスクへの対応が可能かどうか十分に検討したうえで、開催の可否を決定していきます。

なお、対策本部体制は継続され、5 月 31 日（日）までの土日において、午前 8 時 30 分～午後 5 時まで対策本部員が、町民からの問合せ等の電話対応の継続をいたします。

【問合せ】 幸田町 0564-62-1111
健康福祉部健康課健康増進グループ 内線 181